

福井市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率 H30.4.1現在	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ 申込先	
小規模企業者サポート資金	<ul style="list-style-type: none"> ■小規模企業者(従業員数が20人以下(商業サービス業では5人以下。ただし、宿泊・娯楽業は20人以下)の方) ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方または市内に1年以上事業所がある法人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 	2,000万円 (ただし、既存の借入保証協会の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内)	0.9%(保証付)	1/2 (最初の1年間) ※ただし、設備資金を利用した場合に限る	全額	運転:5年以内 設備:7年以内 併用:7年以内 (据置6ヶ月以内)	月賦による元金均等償還	【お問合せ】 福井市商工労働部 商工振興課 (電話0776-20-5325) 【お申込み:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福井信用金庫 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三井住友銀行 【融資相談】 福井商工会議所 福井北商工会 福井真商工会 福井西商工会	【お問合せ】 福井市商工労働部 商工振興課 (電話0776-20-5325)	
社会貢献サポート資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の方 ■市内に1年以上事業所がある法人または個人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■以下の①、④のいずれかに該当する方 【子育て支援(取り組む企業)】 1. 福井市から子育てファミリー応援企業として認定されている企業 【環境保全に取り組む企業】 2. ISO14001を認証取得している企業 3. エコアクション21を認証取得している企業 4. グリーン経営を認証取得している企業 	3,500万円	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 ■1.10%(保証付) ■1.50%(保証なし) ■10年以内 ■1.40%(保証付) ■1.80%(保証なし) 	1/2 (最初の1年間) ※ただし、設備資金を利用した場合に限る	1/2	運転:5年以内 設備:10年以内 併用:10年以内 (据置6ヶ月以内)	取扱金融機関の条件による	【お申込み:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福井信用金庫 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三井住友銀行 【融資相談】 福井商工会議所 福井北商工会 福井真商工会 福井西商工会	【お申込み:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福井信用金庫 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三井住友銀行 【融資相談】 福井商工会議所 福井北商工会 福井真商工会 福井西商工会	
経営安定借換資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方または市内に1年以上事業所がある法人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■借換えを行うことにより、月返済額が減少する方 ■次のいずれかに該当する方 1. 最近3ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較し、3%以上減少していること 2. 最近3ヶ月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期と比較し、3%以上減少していること(ただし、3ヶ月比較が困難な場合は、直前期とその前期による決算期で比較し、3%以上減少していること) 	4,000万円 ※月返済額が減少すれば、限度額の範囲内で追加融資可	<ul style="list-style-type: none"> ■7年以内 ■1.60%以下(保証付) ■10年以内 ■2.10%以下(保証付) 	—	1/4	借換:10年以内 (据置1年以内)	月賦による元金均等償還	取扱金融機関の条件による	【お申込み:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福井信用金庫 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三井住友銀行 【融資相談】 福井商工会議所 福井北商工会 福井真商工会 福井西商工会	【お申込み:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福井信用金庫 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三井住友銀行 【融資相談】 福井商工会議所 福井北商工会 福井真商工会 福井西商工会
効率アップ設備促進資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の方 ■市内に1年以上住所および事業所のある個人の方、または市内に1年以上事業所がある法人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■設備を導入することで、生産性の向上や経費の削減が見込まれる方 	2,500万円	<ul style="list-style-type: none"> ■1.00%(保証付) ■1.30%(保証なし) 	1/2 (最初の1年間)	全額	設備:10年以内 (据置1年以内)	月賦による元金均等償還	取扱金融機関の条件による	【お申込み:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福井信用金庫 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三井住友銀行 【融資相談】 福井商工会議所 福井北商工会 福井真商工会 福井西商工会	【お申込み:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福井信用金庫 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三井住友銀行 【融資相談】 福井商工会議所 福井北商工会 福井真商工会 福井西商工会
ものづくり開発支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の方 ■市内に本社のある法人または事業所のある個人の方 ■市内で1年以上事業を営んでいる方 ■製造業、ソフトウェア業を営んでいる方 ■新製品・新技術の研究・開発、販路開拓などの自社として新しい取り組みを行う方 	3,000万円 ※ただし、総事業費の9割を融資限度とする。	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 ■0.9%(保証付) ■1.20%(保証なし) ■10年以内 ■1.00%(保証付) ■1.30%(保証なし) 	1/2 (最初の3年間)	全額	運転:5年以内 設備:10年以内 併用:10年以内 (据置1年以内)	月賦による元金均等償還	取扱金融機関の条件による	【お申込み:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福井信用金庫 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三井住友銀行 【融資相談】 福井商工会議所 福井北商工会 福井真商工会 福井西商工会	【お申込み:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福井信用金庫 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三井住友銀行 【融資相談】 福井商工会議所 福井北商工会 福井真商工会 福井西商工会

福井市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率 H27.4.1現在	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
企業立地促進資金	<p>■ 事業歴が1年以上ある中小企業者の方</p> <p>■ 市内に1年以上住所および事業所のある個人の方、または市内に1年以上事業所がある法人の方（ただし、市外からの移転の場合は除く）</p> <p>■ 市内で1年以上事業を営んでいる方（ただし、市外からの移転の場合を除く）</p> <p>■ 次の①、②のいずれかに該当する方</p> <p>① 製造業、成長産業または物流関連産業を営み、市内に工場または事業所の設置をおおうとしている方</p> <p>② 福井市企業立地促進条例施行規則に定める助成金の企業立地指定制を受けた方</p> <p>■ 工場または事業所の設置により生産性の向上や効率化が図られる方</p> <p>■ 建設資金のほか、工場、事業所の設置に伴う機械購入費、土地購入費等にも利用可能</p> <p>※ただし、土地、機械、倉庫等の購入費のみの利用は不可</p>	<p>（新設の場合）</p> <p>5億円以内</p> <p>（新設以外の場合）</p> <p>2億円以内</p> <p>※ただし、総事業費の8割を融資限度とする。</p>	<p>■ 10年以内</p> <p>1. 1.0%(保証付)</p> <p>1. 6.0%(保証なし)</p> <p>■ 10年を超え15年以内</p> <p>1. 4.0%(保証付)</p> <p>1. 9.0%(保証なし)</p>	<p>1/2</p> <p>（最初の3年間）</p> <p>※ただし、新設にて福井市企業立地促進条例施行規則に定める助成金の企業立地指定制を受けた場合のみ</p>	1/2	<p>設備：7年以上15年以内</p> <p>（据置1年以内）</p>	月賦による元金均等償還	<p>【お問合せ】</p> <p>福井市商工労働部 商工振興課 （電話0776-20-5325）</p> <p>【お申込み：取扱金融機関】</p> <p>市内の下記金融機関窓口</p> <p>福井銀行 北陸銀行 福井銀行 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 北國組合中央金庫 福井組 みずほ銀行 三井住友銀行</p> <p>【融資相談】</p> <p>福井商工会議所 福井北商工会 福井真商工会 福井西商工会</p>	
観光施設整備資金	<p>■ 中小企業者の方</p> <p>■ 市内に1年以上住所および事業所のある個人の方または市内に1年以上事業所がある法人の方</p> <p>■ 市内で1年以上事業を営んでいる方</p> <p>■ 次の①～⑦のいずれかの観光施設において、新設、増改築、建替え、設備設置等の設備投資を行う方</p> <p>① 観光用の宿泊施設（ホテル、旅館、簡易宿等）</p> <p>② 温泉保養施設（温泉、公衆浴場、等）</p> <p>③ 交通関連施設（観光バス、遊覧船、レンタサイクル、等）</p> <p>④ 体験食事施設（ドライブイン、観光向け飲食店、等）</p> <p>⑤ 土産品販売施設（観光土産品店、等）</p> <p>⑥ 野外活動施設（釣魚施設、キャンプ場、遊園施設、等）</p> <p>⑦ 体験・見学施設（製作体験、工場見学、等）</p> <p><特別料></p> <p>■ 上記の要件のほか、次のいずれかのエリアで設備投資を行う方</p> <p>一 粟谷、中心市街地、足羽山、越前海岸</p>	3,000万円	<p>■ 10年以内</p> <p>1. 0.0%(保証付)</p> <p>1. 3.0%(保証なし)</p>	<p>1/2</p> <p>（最初の1年間）</p> <p><特別料></p> <p>1/2</p> <p>（最初の3年間）</p>	全額	<p>設備：10年以内</p> <p>（据置1年以内）</p>	月賦による元金均等償還	<p>【お問合せ】</p> <p>福井市商工労働部 商工振興課 （電話0776-20-5325）</p> <p>【お申込み：取扱金融機関】</p> <p>市内の下記金融機関窓口</p> <p>福井銀行 北陸銀行 福井銀行 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 北國組合中央金庫 福井組 みずほ銀行 三井住友銀行</p> <p>【融資相談】</p> <p>福井商工会議所 福井北商工会 福井真商工会 福井西商工会</p>	
創業支援資金 （若者・女性等）	<p>■ 市内で事業を営もうとする方または市内で事業を開始して1年に満たない方</p> <p>■ 市内に住居および事業所のある個人の方または市内に事業所がある法人の方</p> <p>■ 次の①～④のいずれかに該当する方</p> <p>① 若者（35歳未満）または女性の方</p> <p>② 2年以内（福井市内）に転入した方</p> <p>③ 中心市街地でリノベーションをする方</p> <p>④ 福井市創業支援事業計画に基づき認定特定創業支援事業による支援を受けた方</p>	2,000万円	<p>■ 7年以内</p> <p>0. 9%(保証付)</p>	1/2 （最初の2年間）	全額	<p>運転：5年以内</p> <p>設備：7年以内</p> <p>併用：7年以内</p> <p>（据置1年以内）</p>	月賦による元金均等償還	<p>【お問合せ】</p> <p>福井市商工労働部 商工振興課 （電話0776-20-5325）</p> <p>【お申込み：取扱金融機関】</p> <p>市内の下記金融機関窓口</p> <p>福井銀行 北陸銀行 福井銀行 福井信用金庫 越前信用金庫 北國銀行 北國組合中央金庫 福井組 みずほ銀行 三井住友銀行</p> <p>【融資相談】</p> <p>福井商工会議所 福井北商工会 福井真商工会 福井西商工会</p>	

越前市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業等件走型資金	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業者の場合：越前市内で1年以上継続して事業を営んでいる方 ■小規模企業者の場合：越前市内で事業を営む方又は3ヶ月以内に事業開始予定の方 ■福利厚生信用保証協会が定める保証対象業種であること ■市税を完納していること ■市内の事業所における資金に充てるものであること ■許認可等を要する業種の場合、既に許認可等を受けていること ※小規模企業者、中小企業者の方、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業にあっては5人）以下の会社又は個人事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 2,000万円 ■設備、併用 3,000万円 （併用の場合、うち運転1,000万円以内） 2%		<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 融資を受けている事業者 ■補給金額 運転：2年間1% 設備：3年間1.3% 併用：3年間1.5% （例）越前市 持続的発展生産設備増設等事業補助金 指定企業、すくすくまいる制度登録事業所、女性創業者、など ※償還補給・・・融資を受ける方のうち、市が指定する特定の対象に該当する方は、一般補給と比べ交付年数及び補給率を優遇して補給します。※詳しくはお問い合わせください。		<ul style="list-style-type: none"> ■返済期間 運転：5年以内 設備、併用：10年以内（据置期間6ヶ月以内） 	元金均等 割賦償還	<ul style="list-style-type: none"> 取得金融機関の定めによる 	<ul style="list-style-type: none"> 【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047) 【融資相談】 取得金融機関 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福井信用金庫
小規模企業者支援 特別資金	<ul style="list-style-type: none"> ■常時使用する従業員が20人（商業、サービス業は5人）以下の小規模企業者で、越前市内で1年以上事業を営んでいるもの ■福利厚生信用保証協会が定める保証対象業種であること ■市税を完納していること ■市内の事業所における資金に充てるものであること ■許認可等を要する業種の場合、既に許認可等を受けていること 	<ul style="list-style-type: none"> ■2,000万円以内（既存の保証協会の保証付き融資 残高を言む） 	<ul style="list-style-type: none"> ■福井県中小企業育成資金（小口）の利率に準じる 	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 融資を受けている事業者 ■補給金額 融資を受けた日から1年以内に支払った利子の全額を補給（運転・設備とも） 		7年以内（据置期間 6ヶ月以内）	元金均等 割賦償還	<ul style="list-style-type: none"> 福井県信用保証協会の定めによる 	<ul style="list-style-type: none"> 【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047) 【融資相談】 武生商工会議所 越前市商工会
【利子補給】 小規模事業者経営改善資金（マル経資金）の利子補給制度	<ul style="list-style-type: none"> ■小規模事業者経営改善資金（マル経資金）融資を受けている中小企業者等 ■市税を完納していること 			<ul style="list-style-type: none"> ■補給金額 運転資金の融資を受けた日から1年以内に支払った利子の一部を補給 ■また、又は設備資金の融資を受けた日から2年以内に支払った利子の一部を補給 					<ul style="list-style-type: none"> 【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047) 【融資相談】 武生商工会議所 越前市商工会
【利子補給】 女性等創業支援資金（女子創業資金）の利子補給制度	<ul style="list-style-type: none"> ■女性等創業支援資金（女子創業資金）融資を受けている（市内で創業予定しているものを含む）女性、または創業（予定）時において、55歳以上の男性 ■市税を完納していること 			<ul style="list-style-type: none"> ■補給金額 融資を受けた日から2年以内に支払った利子の全額を補給（運転資金・設備資金とも） 					<ul style="list-style-type: none"> 【お問合せ】 越前市 産業環境部 産業政策課 (電話 0778-22-3047) 【融資相談】 日本政策金融公庫 武生支店
【利子補給】 中小企業経営力強化資金（日本政策金融公庫）の利子補給制度									

坂井市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業者等 振興資金（一般資金）	<ul style="list-style-type: none"> ■1年以上継続して事業を行っている中小企業者 ■個人の場合は、坂井市内に住所を有していること。 ■法人の場合は、坂井市内に事業所を有していること。 ■信用保証協会の保証対象業種であること。 ■市税を完納していること。 ■過去に不渡り停止処分を受けていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 1,000万円 ■設備 3,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> 1.6% (保証付) 1.2% (最新利率は、坂井市ホームページにて。 	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者 融資を受けた日から2年以内に支払った利子の全額を補給 		<ul style="list-style-type: none"> 運転：7年以内 設備：12ヶ月以内含む 据置：7年以内 据置6ヶ月以内含む 	元金均等 割賦償還	<ul style="list-style-type: none"> 取得金融機関の定めによる 	<ul style="list-style-type: none"> 【お問合せ】 坂井市 産業環境部 観光産業課 (電話 0776-50-3153) 【申込】 取扱金融機関 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福井信用金庫
中小企業者等 振興資金（開業資金）	<ul style="list-style-type: none"> ■新たに事業を開始しようとする方 ■創業後1年未満の中小企業者 ■個人の場合は、坂井市内に住所を有していること。 ■法人の場合は、坂井市内に事業所を有しようとしていること。 ■信用保証協会の保証対象業種であること。 ■市税を完納していること。 ■過去に不渡り停止処分を受けていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ■運転・設備 併用 1,500万円 	<ul style="list-style-type: none"> 0.9% (無担保) 1.0% (有担保) 原則保証付 最新利率は、坂井市ホームページにて。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月31日までに利用された方には1%の利子相当額を当初の3年間補給 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月1日より信用保証協会の保証を受けた方に、保証料率0.09%相当分を補給 	<ul style="list-style-type: none"> 運転：7年以内 設備：12ヶ月以内含む 据置：7年以内 据置6ヶ月以内含む 7年以内 据置1年以内含む 	元金均等 割賦償還	<ul style="list-style-type: none"> 取得金融機関の定めによる 	<ul style="list-style-type: none"> 【お問合せ】 坂井市 産業環境部 観光産業課 (電話 0776-50-3153) 【申込】 取扱金融機関 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福井信用金庫

鯖江市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
開業支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ①市内で2ヶ月以内に開業しようとする個人または法人で、開業に向けた具体的計画を有する者。または市内で開業して1年未満の個人または法人。 ②福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営もうとしている者、または営んでいる者。 ③償還能力を有すること。 ④市税を完納していること。 ⑤行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合は、既に許可等を受けていること。または既に当該許可等について申請中であり、これを受けられることが確実と認められること。 ⑥開業しようとする個人または法人は、融資申請額と同額以上の自己資金を有していること。 	運転・設備資金 1,000万円 ※同一年度内の 融資限度額 1,000万円以内	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 1.0% ■5年超7年以内 1.5% 	—	—	運転資金 3年以内 設備資金 7年以内 (うち据置1年以内)	均等月賦償還	取扱金融機関の定めによる	【お問合せ】 鯖江市 産業環境部 商工政策課 商工振興グループ (電話0778-53-2229) 【融資相談:取扱金融機関】 市内の下記金融機関 窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 福井信用金庫
中小企業振興資金	<ul style="list-style-type: none"> ①市内に住所を有し、市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であること。 ②福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営む者であること。 ③償還能力を有すること。 ④市税を完納していること。 ⑤行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合は、既に許可等を受けていること。または既に当該許可等について申請中であり、これを受けられることが確実と認められること。 	運転資金 2,000万円以内 設備資金 3,000万円以内 ※同一年度内の 融資限度額 5,000万円以内	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 1.0% ■5年超7年以内 1.5% ■7年超10年以内 1.9% 	融資実行日から、融資額のうち500万円を限度に貸出利率の1%相当額を補給します。(100円未満切捨て)	県信用保証協会を利用し、保証料全額を一括納入された場合、保証料の1/2相当額(円未満切捨て)を補給します。 ※融資申込時に福井県信用保証協会へ委任状(原本)を提出すること。 要件を満たす中小企業者が、鯖江市中小企業振興資金を利用された場合、信用保証料が全額補給される場合があります。	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (うち据置1年以内)	均等月賦償還	取扱金融機関の定めによる	
小規模企業特別資金	<ul style="list-style-type: none"> ①市内に住所を有し、市内で1年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者であること。 ②中小企業信用保証法第2条第3項で定める小規模企業者であること。 ③福井県信用保証協会が定める保証対象業種を営む者であること。 ④償還能力を有すること。 ⑤市税を完納していること。 ⑥行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合は、既に許可等を受けていること。または既に当該許可等について申請中であり、これを受けられることが確実と認められること。 	運転・設備資金 2,000万円 ※信用保証協会の保証付き融資残高(保証額)においては融資極度額との合計で、2,000万円の範囲内	福井県中小企業育成資金(小口)の利率に準じる	融資実行日から、融資額のうち500万円を限度に貸出利率の1%相当額を補給します。(100円未満切捨て)	県信用保証協会を利用し、保証料全額を一括納入した場合、保証料全額を補給します。 ※融資申込時に信用保証料補給金要件認定書を福井県信用保証協会へ委任状(原本)とともに提出すること。 (注)最近3ヶ月の営業利益が前年同期に比して5%以上減少、または直近決算時の営業利益が前年決算期に比して5%以上減少していること。	7年以内 (うち据置6か月以内)	均等月賦償還	取扱金融機関の定めによる	
組合事業開発振興資金	中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律および商店街振興組合法に基づく市内の組合 【対象資金】 市内中小企業者が事業協同組合または協同組合等を組織して事業を行うための必要な資金	2億円 ※ただし、当該組合等の事業に係る経費の80%以内	1.8%	—	—	10年以内 (うち据置2年以内)	均等月賦償還	取扱金融機関の定めによる	【融資相談:取扱金融機関】 ①市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 福井信用金庫 ②福井組合中央金庫 福井支店

鯖江市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
企業立地促進資金	<p>1. 市内に主たる事業所を有していること、または市内で新たに事業を開始することが確実な中小企業者。</p> <p>2. 市内に1年以上所在地を有していること。ただし、市外からの移転の場合はこの限りではない。</p> <p>3. 製造業、ソフトウェア業、試験研究所、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、情報通信技術利用業またはインターネット附随サービス業を営む中小企業者であること。</p> <p>4. 償還能力を有すること。</p> <p>5. 市税を完納していること。</p> <p>6. 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種の場合は、既に許可等を受けていること、または既に当該許可等について申請中であり、これを受けられることが確実と認められること。</p> <p><対象経費></p> <p>(1) 工場等の建設および機械設備の取得に係る経費 ※ただし、投下固定資産総額が6,000万円以上のものに限り。</p> <p>(2) 工場等を建設するための用地の取得および造成に係る経費 ※ただし、当該用地取得後6月以内に建設工事に着手する見込みのあるものに限る。</p>	<p>1億円以内</p> <p>※ただし、工場等の建設等に要する経費、または用地の取得および造成に要する経費の80%以内</p> <p>1.5%</p>	—	—	—	10年以上以内 (据置1年以上含む)	均等月賦 償還	取扱金融機関の定めによる	<p>【お問合せ】 鯖江市 産業環境部 商工政策課 商工振興グループ (電話0778-53-2229)</p> <p>【融資相談:取扱金融機関】 ①市内の下記金融機関窓口 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行 北井信用金庫 武生信用金庫 ②商工組合中央金庫 福井支店</p>

敦賀市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業経営安定資金	<p>■市内で事業を営んでいる方</p> <p>■市内にて新たに事業を営もうとする方</p> <p>注) 設備資金を利用する場合は、融資申込額の1/3以上の自己資金が必要</p> <p>■市税を完納している方</p> <p>■許認可が必要な業種については、許認可を受けていること、又は認可の取得が確実であること</p> <p>■返済能力のある中小企業者の方</p>	<p>■運転 1,500万円</p> <p>■設備 2,000万円</p> <p>■併用 2,000万円</p> <p>※設備資金および併用の申込で、小売業が店舗の新増設を行う場合は2,500万円</p>	<p>福井県中小企業育成資金(一般)を借り入れられる際に適用される固定利率</p> <p>※育成資金の利率が改定された場合はその改定内容を適用</p>	<p>有(中小企業経営安定資金等利子補給金) ※H28年3月末までに融資実行したものに限り</p>	<p>保証期間 3年以上以内は50%補給 3年を超え7年以内は30%補給</p>	<p>運転: 5年以上以内 (据置6ヶ月以内含む)</p> <p>設備: 7年以上以内 (据置1年以上含む)</p> <p>併用: 7年以上以内 (据置1年以上含む)</p>	元金均等 返済	金融機関及び保証協会の定めによる	<p>【お問合せ】 敦賀市産業経済部 商工貿易振興課 (電話 0770-22-8122)</p> <p>【申込:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 北陸銀行 福邦銀行 敦賀信用金庫</p>
小規模事業者特別資金	<p>■市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人</p> <p>■市内にて1年以上事業を営んでいる方</p> <p>■市税を完納している方</p> <p>■許認可が必要な業種については、許認可を受けていること、又は認可の取得が確実であること</p> <p>■返済能力のある小規模事業者の方</p>	<p>1,250万円</p> <p>※ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高(担保証)においては融資(程度額)との合計で1,250万円</p>	<p>■福井県中小企業育成資金(小口)を借り入れられる際に適用される固定利率</p> <p>※小口育成資金の利率が改定された場合はその改定内容を適用</p>	<p>有(中小企業経営安定資金等利子補給金) ※H28年3月末までに融資実行したものに限り</p>	全額	<p>運転: 7年以上以内 (据置6ヶ月以内含む)</p> <p>設備: 7年以上以内 (据置6ヶ月以内含む)</p> <p>併用: 7年以上以内 (据置6ヶ月以内含む)</p>			

大野市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
商工業振興資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■運転(短期) 1,000万円 ■運転(長期) 2,000万円 ■設備 2,000万円 ■併用 2,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 県中小企業育成資金(一般)の利率と同率 ■5年を超える 上記+0.2% 		<ul style="list-style-type: none"> ■運転(長期) 1/3補給 ■設備 1/2補給 	運転(短期):1年以内 運転(長期):7年以内 設備:7年以内 据置1年以内を含む		<ul style="list-style-type: none"> ■短期 金融機関指定 ■長期 保証協会 	【お問合せ】 大野市産経建設部 商工観光振興課 商工労働G 電話(0779)66-1111(内1804) 【申込先】 大野商工会 議所 中小企業相談所 電話(0779)66-1230
	資金繰り改善資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者のうち、最近3ヶ月の売上高が前年同期の3ヶ月の売上高と比較して10%以上減少している、又は、最近3ヶ月の売上総利益率が前年同期の3ヶ月の売上総利益率と比較して5%以上減少している中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 3,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 県中小企業育成資金(一般)の利率と同率 ■5年を超える 上記+0.2% 		1/3補給	7年以内 据置1年以内を含む	保証協会	【取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 越前信用金庫 福井銀行 福邦銀行 北陸銀行
経営安定資金	市の制度融資残高の他に複数の借入れがあり借換えを予定している中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 3,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 県中小企業育成資金(一般)の利率+0.4% ■5年を超える 上記+0.2% 						
元気企業支援資金	市内において新たに独立開業しようとする者または開業から1年以内の中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 500万円 ■設備 1,000万円 ■併用 1,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ■開業支援資金(有担保)の利率と同率 	全額		運転:7年以内 設備:10年以内 据置1年以内を含む		金融機関指定	
	経営向上支援資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる者で、経営革新計画又は事業改善計画・事業進出計画(大野商工会議所の認定が必要)を策定した中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 2,000万円 ■設備 2,000万円 ■併用 2,000万円 		5年間		運転:7年以内 設備:10年以内 据置1年以内を含む		原則保証協会
労働環境改善・環境設備整備資金	市内において1年以上同一事業を営んでいる者で、労働環境改善計画・環境設備整備改善計画(大野商工会議所の認定が必要)を策定した中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ■設備 2,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ■県中小企業育成資金(一般)の利率と同率 	全額		10年以内 据置1年以内を含む			

中小企業者…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者、中小企業信用保証法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第3号に規定する中小企業等協同組合及び同項第8号に規定する商店街振興組合
 平成28年4月1日現在の融資利率 県中小企業育成資金(一般)…1.9%、保証付きの場合1.5% 県開業支援資金(有担保)…1.3%

小浜市【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業融資制度	「お店を改装したい」「仕入れに少しまともとお金がほしい」など事業運営のための資金が必要とご利用ください。 <ul style="list-style-type: none"> ■市内で事業を6か月以上営んでいること ■各種市税を完納していること ■償還能力があること 	1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ■保証あり 1.50% ■保証なし 1.90% 	—	県信用保証協会を利用し、保証料全額を一括納入した場合、保証料の1/3を補給	運転:5年以内 設備:7年以内	月賦均等償還(ただし1年以内償還するときは一括償還可)	<ul style="list-style-type: none"> ■短期 金融機関指定 ■長期 保証協会 	【お問合せ】 小浜市 産業部商工観光課 電話(0770)53-9705(直通) 【お申込み:取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 福井銀行 小浜信用金庫

あわら市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業振興資金 (一般資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ■中小企業者であること。 ■償還について十分な能力を有すること。 ■市税等を完納していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 1,000万円 ■設備 1,000万円 ■併用 1,000万円 	1.60% (保証付 1.20%) 【H30.4.2適用】 ※利率変動あり	<ul style="list-style-type: none"> ■補給対象金額 融資額 ■補給金額 支払利子の1/2相当額または年利1%相当額 のいずれか少ない額 ■補給期間 融資期間 	無	運転: 7年以内 設備: 7年以内 設備及び開業資金にお ける設備のみ、据置6ヶ月 以内を含む	金融機関の 定めによる	金融機関の 定めによる	【問合せ・申込先】 市内金融機関 【問合せ】 あわら市 経済産業部観光工課 (電話) 0776-73-8030 (HP) http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p002521.html
中小企業振興資金 (開業資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■市内に住所を有し、市内における創業計画があること、または市内において事業を開始して1年を経過していないこと。 ■中小企業者であること。 ■償還について十分な能力を有すること。 ■市税等を完納していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 1,000万円 ■設備 1,000万円 ■併用 1,000万円 	1.30% (保証付 0.90%) 【H30.4.2適用】 ※利率変動あり	<ul style="list-style-type: none"> ■補給対象金額 融資額、ただし上限500万円 ■補給金額 支払利子の全額または年利1.2%相当額 のいずれか少ない額 ■補給期間 融資実行日から5年以内 ■期間 平成32年3月31日までに申請したものに 限る 	無	運転: 5年以内 設備: 7年以内 設備及び開業資金にお ける設備のみ、据置6ヶ月 以内を含む	金融機関の 定めによる	金融機関の 定めによる	【問合せ・申込先】 あわら市商工会 (電話) 0776-73-0248 (HP) http://www.shoko-awareacity.or.jp/ 【問合せ(利子補給)】 あわら市 経済産業部観光工課 (電話) 0776-73-8030 (HP) http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p004729.html
【㈱日本政策金融公庫】 小規模事業者経営改善資金 (マル経資金)	(利子補給対象者) <ul style="list-style-type: none"> ■商工会の経営指導を受けている小規模事業者であること。 ■㈱日本政策金融公庫において小規模事業者経営改善資金(マル経資金)の融資を受けていること。 ■市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ■償還について十分な能力を有すること。 ■市税等を完納していること。 ■過去にマル経資金で利子補給を受けていた者は、その交付対象期間終了後から2年を経過していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■運転 2,000万円 ■設備 2,000万円 	1.11% 【H30.4.2現在】 ※利率変動あり	<ul style="list-style-type: none"> ■補給対象金額 融資額、ただし上限500万円 ■補給金額 支払利子の全額または年利1.2%相当額 のいずれか少ない額 ■補給期間 融資実行日から5年以内 ■期間 平成32年3月31日までに申請したものに 限る 	無	運転: 7年以内(据置期間 1年以内) 設備: 10年以内(据置期 間2年以内)	㈱日本政策 金融公庫の 定めによる	無	【問合せ・申込先】 ㈱日本政策金融公庫福井 支店 国民生活事業 (電話) 0776-73-0248 (HP) https://www.jfc.go.jp/r/finance/sougyou/index.html 【問合せ(利子補給)】 あわら市 経済産業部観光工課 (電話) 0776-73-8030 (HP) http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p007730.html
【㈱日本政策金融公庫】 創業関連資金	(利子補給対象者) <ul style="list-style-type: none"> ■㈱日本政策金融公庫において創業に関する資金の融資を受けること。 ■市内に住所を有し、市内における創業計画があること、または市内において事業を開始して1年を経過していないこと。 ■中小企業者であること。 ■償還について十分な能力を有すること。 ■市税等を完納していること。 	㈱日本政策金融 公庫の定めによ る	㈱日本政策金融 公庫の定めによる	<ul style="list-style-type: none"> ■補給対象金額 融資額、ただし上限500万円 ■補給金額 支払利子の全額または年利1.2%相当額 のいずれか少ない額 ■補給期間 融資実行日から5年以内 ■期間 平成32年3月31日までに申請したものに 限る 	無	㈱日本政策金融公庫の 定めによる	㈱日本政策 金融公庫の 定めによる	無	【問合せ・申込先】 あわら市 経済産業部観光工課 (電話) 0776-73-8030 (HP) http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry0201/p007730.html

勝山市【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業振興対策資金	<p>中小企業者の自主的な経営の合理化及び近代化を促進し、経営の安定及び振興を図ります。</p> <p>■対象者 商工業を営み、下記の条件を満たす企業者 1. 市内において引き続き6か月以上同一事業を営んでいること。 2. 市税を完納していること。(市税完納証明書添付) 3. 融資金の償還について十分な能力を有している人</p>	<p>■設備資金 3,000万円以内</p> <p>■運転資金 1,000万円以内</p>	<p>■5年以内 1.20% ■10年以内 1.50% H27.4.1から適用 *変更することがあります。</p> <p>■5年以内 1.20% ■7年以内 1.50% H27.4.1から適用 *変更することがあります。</p>			<p>設備資金 5年～10年以内 (据置1年以内)</p> <p>運転資金 5年～7年以内 (据置1年以内)</p>	割賦 償還	金融機関の定め による	<p>【お問合せ】 勝山市 商工観光部商工振興課 商工・繊維振興グループ 電話 (0779)88-8105</p> <p>【取扱金融機関】 市内の下記金融機関窓口 権昇銀行 北陸銀行 越前信用金庫</p>
小規模企業振興対策資金	<p>国が定める小規模零細企業保証制度に準じて、小規模企業者に事業資金を融資することにより、経営の安定及び振興に寄与することを目的とします。</p> <p>■対象者 商工業を営み、下記の条件を満たす企業者 ①従業員数20人以下(商業主はサービス業の方は5人以下) ②市内において引き続き6か月以上同一事業を営んでいること。 ③市税を完納していること。(市税完納証明書添付) ④融資金の償還について十分な能力を有している人</p>	<p>■運転資金 1,000万円以内</p> <p>■設備資金 1,000万円以内</p> <p>■併用 1,000万円以内 ※運転資金は1,000万円以内</p>	<p>■7年以内 1.20% H23.4.25から 適用することが あります。 *変更することが あります。 原則県保証協会 の保証を付す。</p>	有り	無し	<p>運転資金 5年～7年以内 (据置6か月以内)</p>	割賦 償還		
新規開業資金	<p>小規模事業を新たに営もうとする人に必要な資金を融資し、新規事業者の育成を図ります。</p> <p>■対象者 新たに市内で小規模事業を営む下記の条件を満たす人 1. 市内に住所があり、自己資金のみでの新規開業が困難な人 2. 市税を完納していること。(市税完納証明書添付) 3. 融資金の償還について十分な能力を有している人</p>	<p>■運転資金 1,000万円以内</p> <p>■設備資金 1,500万円以内</p> <p>■併用 2,000万円以内(うち 運転資金は1,000万 円以内)</p>	<p>■5年以内 1.10% ■7年以内 1.40% H27.4.1から適用 *変更することが あります。</p> <p>■5年以内 1.10% ■10年以内 1.40% H27.4.1から適用 *変更することが あります。</p>			<p>運転 5年～7年以内 (据置1年以内)</p> <p>設備、併用 5～10年以内 (据置1年以内)</p>	割賦 償還		
公害防止施設等整備資金	<p>中小企業等が行う公害防止施設の設置又は改善等に必要 な資金を融資し、公害防止施設等の整備促進を図ります。</p> <p>■対象者 市内に工場等を有し、下記の条件を満たす人 1. 自己資金のみでは公害防止施設の整備をすることが困難な人 2. 市税を完納していること。(市税完納証明書添付) 3. 融資金の償還について十分な能力を有している人</p>	<p>■設備 1,000万円 以内</p>	<p>■5年以内 1.90% ■7年以内 2.10% H23.4.25から適用 *変更することが あります。</p>			5年～7年以内 (据置1年以内)	金融機関の 定めによる		

永平寺町【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業資金 (一般資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■法人にあっては、本町内に事務所を有し、かつ引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業。 ■個人事業者にあっては、本町内に1年以上住所を有し、かつ引き続き1年以上同一事業を営んでいる者。 ■各種町税を完納していること ■保証協会の保証対象業種であること。 	1,500万円	1.2% (保証付) 変動あり	利子補給あり (貸付利率の0.5%を超える利負分を補給)	保証料の1/2を補給	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資金 5年以内 ・設備資金 7年以内 ・併用 7年以内 	月賦元金均等償還	無担保 保証人については保証協会の定めによる	【お問合せ】 永平寺町商工観光課 (電話 0776-61-3921) 【取扱金融機関】 福井銀行 町内各支店 福井銀行 福井医大支店 福井銀行 福井支店 福井信用金庫 松岡支店 福井信用金庫 北郷支店 越前信用金庫 北郷支店
中小企業資金 (開業資金)	<ul style="list-style-type: none"> ■本町内に住所を有する法人もしくは個人 ■本町内で事業を開始する具体的な計画があること、又は町内で事業を開始して1年未満であること。 ■各種町税を完納していること。 ■保証協会の保証対象業種であること。 	自己資金と同額を限度とし、500万円以内	0.9% (保証付) 変動あり						

若狭町【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
若狭町中小企業 経営安定資金	町内において引き続き1年以上同一事業を営む個人または法人で、商工会の委員となつて町税完納の中小企業者	1,000万円	H24.4.1現在 融資期間5年 まで年利1.8%、 5年超年利2.0%	なし	取扱金融機関の定めるところによる	7年以内	取扱金融機関の定めるところによる	取扱金融機関の定めるところによる	【申込先】 わかさ商工会 (電話 0770-45-0222)
勤労者生活安定資金	町内に住所を有する勤労者で町税の滞納がない者	150万円	融資期間3年 まで年利1.3%、 3年超5年以内 年利1.6% (別途保証料 0.8%が必要)			3~5年以内		無担保	【申込先】 北陸労働金庫敦賀支店 (電話 0770-22-1345)

高浜町【融資制度】

資金名	対象者	融資限度額	融資利率	利子補給	保証料補給	返済期間	返済方法	担保保証人	問合せ・申込先
中小企業振興資金	町内に主たる住所を有し、同一事業を1年以上経営している中小企業の方	1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ■5年以内 1.80% ■5年超7年以内 2.00% 	年度中に償還した返済金額の1/2を補給	なし	7年以内 (償還6ヶ月含む)	月賦均等償還	保証協会の定めによる	【お問合せ】 高浜町産業振興課 (電話 0770-72-7705)

おおい町【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業振興資金	町内の中小企業者が行う経営の合理化および近代化のために必要な資金について、その一部を融資し、中小企業の振興発展に努めるものです。 ■商工会の会員であること。 ■町内に主たる住所を有すること。 ■町内で同一事業を1年以上継続して営んでいること。 ■事業所及び代表者が融資金の償還能力を有する町税完納者であること。 ■融資にあたり、町、商工会、金融機関等に情報提供することに同意すること。	1,000万円	■5年以内 保証あり1.6% 保証なし1.8% 7年以内 保証あり2.0% 保証なし2.2%	融資申請の際に信用保証協会の保証制度を活用した中小企業者に対する返済した額にかける利子の1/2(10円未満切捨)を補給します。	全額	7年以内	元金均等 月賦 償還	担保 保証人	【お問合せ】 おおい町商工観光振興課 (電話 0770-77-4056) おおい町商工会 (電話0770-77-0135)

南越前町【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
中小企業経営安定資金	■商工会に加入し、町内において引続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者 ■町税等の完納者で融資金の償還能力を有する中小企業者	50万円以上500万円以内	《保証人2人》 ■3年以内 2.05% ■5年以内 2.20% 《保証人1人》 ■3年以内 3.6% ■5年以内 3.8%	利子補給あり (設備資金 80%以内、 運転資金 50%以内)	—	1年以上 5年以内	元利均等月 賦償還	無担保 保証人 :1人以上	【お問合せ】 南越前町観光まちづくり課 (電話0778-47-8002) 【融資相談:取扱金融機関】 梅井銀行 南条支店 (電話0778-47-3050)

美浜町【融資制度】

資金名	対象者	融資 限度額	融資利率	利子補給	保証料 補給	返済期間	返済方法	担保 保証人	問合せ・申込先
美浜町中小企業経営安定 資金	■本町内に事業所を有し、資本金または出資の額が5,000万円以下並びに常時使用する従業員数が50人以下の法人もしくは個人であって商工業またはサービス業を営むもの ■本町内において引き続き原則として1年以上同一事業を営んでおり、融資の償還能力を有し、 ■すべての租税負担等を完納している中小企業者	1,500万円	融資期間5年まで 年1.8% 融資期間5年超 年2.0%	年1.5% 年1.5%	—	7年以内	元金均等 月賦 償還	取捨金融機関の 条件による	【お問合せ】 美浜町商工観光課 (電話0770-32-6705) 【お申込み:取扱金融機関】 町内の下記金融機関窓口 梅井銀行 福井銀行 敦賀信用金庫 【融資相談】 わかさ商工会 美浜支所
美浜町創業支援	■町内で事業を営んでいない事業所で、融資後6月以内に町内で新たな事業を開始する具体的な計画を有するもの ■町内で事業を営んでいない事業所で、融資と6月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的な計画を有する者 ■町内で事業を営んでいない事業所で、町内で新たに事業を開始、もしくは新たに会社を設立し5年を経過していないものは、 ■町内の事業所においては、町税等を完納しているもの	300万円	年1.3%	年1.0% 年1.0%	—	5年以内	元金均等 月賦 償還	取捨金融機関の 条件による	【お問合せ】 美浜町商工観光課 (電話0770-32-6705) 【お申込み:取扱金融機関】 町内の下記金融機関窓口 梅井銀行 福井銀行 敦賀信用金庫 【融資相談】 わかさ商工会 美浜支所